

## 【よくある質問】

**Q1. 請求書(制度改正対応用)の提出期限は必ず守らなければなりませんか。**

A1. 初回支給日(令和6年12月10日)に支給を希望される場合は、請求書の期限(令和6年11月15日)までに必ず提出してください。提出が遅れると、手当の支給が翌月以降になります。

なお、令和7年3月31日までに請求書の提出が無い場合は、令和6年10月分に遡及しての支給はできません。

**Q2. 他の市町村で単身赴任中の配偶者がすでに手当を受給しているが、新規認定請求書の提出が必要ですか。**

A1. 現在、児童手当を受給していない世帯主の方に送付しています。他の市町村で配偶者等がすでに児童手当を受給されている方(配偶者が別居監護の申し立てを行っている)については、本町に請求手続きをしていただいたとしても受給できない可能性があります。詳しくは、担当窓口までご連絡ください。

**Q3. 所得制限が撤廃されましたが、受給者は父母どちらでも良いですか。**

A3. 受給者(請求者)は「その家庭において生計を維持する程度の高い者」が受給者(請求者)となります。父母のうち、「生計を維持する程度の高い者」とは、一般的には、家計の主宰者(家計の中でより中心的な役割を果たしている者)として、社会通念上、妥当と認められる方になります。

したがって、まず父母の所得の状況を比較し、原則として所得の高い方が「生計を維持する程度の高い者」に該当することになります。ただし、住民票上の取扱い、健康保険の適用状況、住民税等の扶養親族の取扱い等の事情を勘案した上で、児童の生計を維持する程度の高い方を判断することがあります。

**Q4. 大学生年代とは、何年何月生まれが対象ですか。**

A4. 令和6年度でいう大学生年代は以下の方が対象です。

2002年(平成14年)4月2日 ～ 2006年(平成18年)4月1日

**Q5. 高校生年代とは、何年何月生まれが対象ですか。**

A5. 令和6年度でいう高校生年代は以下の方が対象です。

2006年(平成18年)4月2日 ～ 2009年(平成21年)4月1日

**Q6. 高校生年代の児童が就職している場合や、父母等と別居している場合、児童自身に相当程度の所得がある場合も、児童手当の対象となりますか。**

A6. 児童に就労収入(自ら生計を維持するに足る所得を得ているような場合を含む。)があつたり、父母等と別居している場合であっても、父母等が当該児童を監護し、かつ、生計を同じくしている場合には、監護の実態が認められる場合等には支給対象児童となります。

**Q7. 職場から児童手当を受給していますが、町から請求書が届きました。提出する必要があるですか。**

A7. 公務員の方等、職場から児童手当を受給している方にも送付しております。勤務先から児童手当を受給されている方は、勤務先にお問い合わせください。

**Q8. 児童手当額改定請求書が送付されました。対象となる子どもがない場合、提出する必要がありますか。**

A8. 制度改正に伴う対象者がいない(例えば、大学生年代のお子様など)場合は、提出する必要はありません。

**Q9. 多子加算の数え方について**

A9. 大学生に限らず、22 歳年度末(22 歳到達後、最初の3月 31 日までにある児童)までの子について、親等の経済的負担がある場合は多子加算の算定対象となります。22 歳に達した日の最初の3月 31 日までの養育している子(児童養護施設等に入所中の児童を除く)のうち、年長者から第1子、第2子……と数えます。

**【例 1】 20 歳、16 歳、10 歳の3人の子どもを養育している場合**

→ 20 歳の子を第1子、16 歳の子を第2子と数え、10 歳の子に3子以降の手当額が適用されます。

**【例 2】 23 歳、17 歳、15 歳の3 人の子どもを養育している場合**

→ 23 歳の子は数えません。17 歳の子が第1子、15 歳の子が第2子となります。